

■議案第20号 四万十町職員定数条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が特別職に位置づけられることになるため、所要の改正を行うものです。（旧教育長の任期に関する経過措置あり）

【主な改正内容】

- ・教育長に関する規定を削除します。

【経過措置】

新制度への移行の時期は、新たな教育長が就任した時からとなるため、現教育長の任期の期間中は、この条例は、適用されません。

（現教育長の任期：平成29年5月11日まで）

【新旧対照表】

新	旧
（趣旨） 第1条 町長、議会、教育委員会（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。）、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の定数については、この条例の定めるところによる。	（趣旨） 第1条 町長、議会、教育委員会（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。）、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員（ <u>教育長、</u> 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の定数については、この条例の定めるところによる。